

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の8第2号
処 分 の 概 要：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第3項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別添「受験資格特例教習の標準について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第15号）のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：警察本部運転免許課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：